

令和 年第 号

## 財産管理等委任・任意後見・死後事務委任契約公正証書

本職は、委任者・○○（本人）（以下「甲」という。）及び受任者・一般社団法人ピアサポート仲よし（以下「乙」という。）の嘱託により、次の法律行為に関する陳述の要旨を録取して、この証書を作成する。

---

### 陳述の要旨

#### 第1章 財産管理等委任契約

##### （契約の趣旨）

第1条 甲は、乙に対し、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「委任事務」という。）を委任し、乙はこれを受任する（以下「本件委任契約」という。）。

---

##### （任意後見契約との関係）

第2条 甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になったときは、乙（後記第2章のとおり、乙は任意後見契約に関する法律第4条第1項の任意後見受任者は、速やかに、家庭裁判所に対し、自己について任意後見監督人の選任を請求しなければならない。）

---

2 本件委任契約は、第2章の任意後見契約により、任意後見監督人が選任され、任意後見契約の効力が生じた時に終了する。

---

##### （委任事務の範囲）

第3条 甲は、乙に対し、別紙1「代理権目録（委任契約）」記載の委任事務（以下「本件委任事務」という。）を委任し、その事務処理のための代理権を与える。

---

##### （委任事務の開始）

第4条 本件委任事務は、甲が傷病等により身体が不自由な状態となり、意思能力があるにもかかわらず、別紙1代理権目録（委任契約）記載の事務を自ら行うことが困難となった場合に、甲の乙に対する委任事務開始の申出により、開始するものとする。

---

2 甲の委任事務開始の申出は書面によるものとし、書面による申出ができない場合に限り、口頭での、申出によることができるものとし、この場合、乙は、その旨を書面に記録しておくものとする。――――――

(身上配慮の責務)

第5条 乙は、本件委任事務を処理するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務処理のため、適宜甲と面接し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けるなどして、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。――――――

(証書等の引渡し等)

第6条 甲は、乙に対し、本件委任事務処理のために必要と認める範囲で、適宜の時期に、実印、銀行印、印鑑登録カード、住民登録カード、預貯金通帳、年金関係書類、各種キャッシュカード、有価証券、その預かり証、不動産賃貸借契約等の重要な契約書類、その他本件委任事務の処理に必要な一切の書類（以下「証書等」という。）を引き渡す。――――――

2 乙は、前項の証書等の引渡しを受けたときは、その明細を記載した預り証を甲に交付して、これらを保管し、上記証書等を本件委任事務処理のために使用することができる。――――――

3 乙は、本委任契約の効力発生後、甲以外の者が前項記載の証書等を所持しているときは、その者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができる。――――――

(費用の負担)

第7条 乙が本件委任事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができる。――――――

(報酬)

第8条 本件委任事務処理に関する報酬は、甲が乙の会員として会費を支払っていることを条件に、無料とする。会費を支

払っていない場合は、会費相当額を報酬とする。――

(報告)

第9条 乙は、甲に対し、適時に適宜の方法で、本件委任事務の状況につき報告する。――

2 甲は、乙に対し、いつでも本件委任事務処理の状況について報告を求めることができる。――

(契約の変更)

第10条 本件委任契約に定める代理権の範囲を変更する契約は、公正証書によってするものとする。――

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、本件委任契約を、いつでも解除することができる。ただし、解除は、公証人の認証を受けた書面によつてしなければならない。――

2 本件委任契約を解除するときは、併せて第2章の任意後見契約も解除しなければならない。<sup>i</sup>――

(契約の終了)

第12条 本件委任契約は、第2条第2項及び前条の場合の他、次の場合に終了する。――

(1) 甲が死亡したとき又は乙が解散したとき――

(2) 甲又は乙が破産手続開始決定を受けたとき――

## 第2章 任意後見契約

(契約の趣旨)

第1条 甲は、乙に対し、本日（令和 年 月 日）、甲が任意後見契約に関する法律第4条第1項に定める「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況」になったときに備え、任意後見契約に関する法律に基づき、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「後見事務」という。）を委任し、乙はこれを受任する（以下、「本件任意後見契約」という。）。――

(契約の発効)

第2条 甲乙間の本件任意後見契約は、任意後見監督人が選任された時からその効力を生じる。――――――

2 本件任意後見契約締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になったときは、乙は、速やかに、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任を請求しなければならない。――――――

3 本件任意後見契約の効力発生後における甲と乙との間の法律関係については、任意後見契約に関する法律及び本件任意後見契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。――――――

(後見事務の範囲)

第3条 甲は、乙に対し、別紙2「代理権目録(任意後見契約)」記載の後見事務(以下「本件後見事務」という。なお、別紙3「同意を要する特約目録」参照)を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。――――――

(身上配慮の責務)

第4条 乙は、本件後見事務を処理するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務処理のため、適宜甲と面接し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けるなどして、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。――――――

(証書等の保管等)

第5条 乙は、甲から本件後見事務処理のために、甲の実印、銀行印、印鑑登録カード、住民登録カード、預貯金通帳、年金関係書類、各種キャッシュカード、有価証券、その預かり証、不動産賃貸借契約等の重要な契約書類、その他本件委任事務の処理に必要な一切の書類(以下「証書等」という。)の引渡しを受けたときは、甲に対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付する。――――――

2 乙は、本件任意後見契約の効力発生後、甲以外の者が前項

記載の証書等を占有所持しているときは、その者からこれらの引渡しを受けて、自らこれらを保管することができる。—  
3 乙は、本件後見事務を処理するために必要な範囲で、上記証書等を使用することができる外、甲宛ての郵便物その他の通信を受領し、本件後見事務に関連すると思われるものを開封することができる。

---

(費用の負担)

第6条 乙が本件後見事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の財産からこれを支出することができる。

---

(報酬)

第7条 本件委任事務処理に関する報酬は、甲が乙の会員として会費を支払っていることを条件に、無料とする。会費を支払っていない場合は、会費相当額を報酬とする。

---

(報告)

第8条 乙は、任意後見監督人に対し、3か月ごとに、本件後見事務に関する次のことについて書面で報告する。

---

- (1) 乙の管理する甲の財産の管理状況
  - (2) 費用の支出及び使用状況
  - (3) 甲の身上監護について行った措置
  - (4) 報酬の收受
- 

2 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項につき報告する。

---

(契約の解除)

第9条 甲及び乙は、乙について任意後見監督人が選任される前は、いつでも公証人の認証を受けた書面により、甲乙間の本件任意後見契約を解除することができる。

---

2 甲及び乙は、乙について任意後見監督人が選任された後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本件任意後見契約を解除することができる。

---

(甲乙間の契約の終了)

第10条 甲乙間の本件任意後見契約は、次の場合に終了する。――――――

- (1) 甲が死亡し又は乙が解散したとき――――――
  - (2) 甲又は乙が破産手続開始決定を受けたとき――――――
  - (3) 乙が任意後見人を解任されたとき――――――
  - (4) 任意後見監督人が選任された後に、甲が法定後見(後見・保佐・補助)開始の審判を受けたとき<sup>ii</sup>――――――
  - (5) 本件任意後見契約が解除されたとき――――――
- 2 任意後見監督人が選任された後に前項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかにその旨を乙の任意後見監督人に通知しなければならない。――――――
- 3 任意後見監督人が選任された後に本条第1項各号の事由が生じた場合、甲又は乙は、速やかに甲乙間の本件任意後見契約の終了の登記を申請しなければならない。――――――

### 第3章 死後事務委任契約

第1条 甲は、乙に対し、甲の死亡後における事務(以下「本件死後事務」という。)を委任し、乙はこれを受任する。――――――

- (1) 乙の本件任意後見事務によって甲の生前に発生した債務の弁済――――――
  - (2) 入院保証金、入居一時金その他甲の債権に関する金銭の受領――――――
  - (3) 甲の葬儀、埋葬、永代供養、年忌法要を主宰すること
  - (4) 相続財産管理人選任の申立て――――――
- 2 乙は、甲の相続財産の額を考慮した相当な額を、前項(3)の費用として、甲の財産から予め受け取ることができる。――――――

別紙 1 代理権目録（委任契約）

- 1 甲に帰属する財産（不動産を除く。）及びその果実の管理、保存、処分、変更に関する事項に関する事項 \_\_\_\_\_
- 2 銀行等の金融機関とのすべての取引に関する事項（甲に帰属する預貯金の管理、振込依頼、払戻し、口座の変更、解約、新たな預貯金口座の開設、貸金庫契約、保護預り契約その他的一切の取引に関する事項）\_\_\_\_\_
- 3 保険契約の締結、変更及び解除、保険金の請求及び受領に関する事項 \_\_\_\_\_
- 4 定期的な収入の受領、定期的な支出をする費用の支払に関する事項（家賃、地代、年金・障害手当金等の社会保障給付その他定期的な収入の受領に関する事項、公共料金、保険料、福祉関係施設利用料、福祉サービス費用、介護費用その他定期的な費用の支払及びこれに関する諸手続に関する事項）\_\_\_\_\_
- 5 生活費の送金、日用品その他の生活に必要な機器・物品等の購入等に関する事項 \_\_\_\_\_
- 6 印鑑、印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、預貯金通帳、各種キャッシュカード、有価証券、年金関係書類、その他重要書類の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項 \_\_\_\_\_
- 7 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結、変更及び解除、要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求、介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結、変更及び解除、福祉関係施設の入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約を含む。）の締結、変更及び解除、福祉関係の措置（施設入所措置等を含む）の申請及び決定に関する審査請求に関する事項 \_\_\_\_\_

- 8 医療契約の締結、変更及び解除、病院の入院に関する契約の締結、変更及び解除並びに医療費等の支払に関する事項 \_\_\_\_\_
- 9 住民票、戸籍謄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求等の手続に関する事項 \_\_\_\_\_
- 10 登記、供託の申請、税金の申告・納付・還付請求・還付金の受領に関する事項 \_\_\_\_\_

以上

別紙 2 代理権目録（任意後見契約）

- 1 不動産、動産等すべての財産の保存、管理及び処分に関する事項
- 2 銀行等の金融機関、証券会社とのすべての取引に関する事項
- 3 保険契約（類似の共済契約等を含む。）に関する事項
- 4 定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
- 5 生活費の送金、生活に必要な財産の取得に関する事項及び物品の購入その他の日常関連取引（契約の変更、解除を含む。）に関する事項
- 6 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入所契約及び退所に関する事項
- 7 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求並びに福祉関係の措置（施設入所措置を含む。）の申請及び決定に対する審査請求に関する事項
- 8 生活福祉資金貸付制度等の福祉関係融資制度の利用に関する事項
- 9 登記済権利証、登記識別情報、印鑑、印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、預貯金通帳、各種キャッシュカード、有価証券・その預り証、年金関係書類、その他重要書類の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項
- 10 登記及び供託の申請、税務申告・納付等、各種証明書の請求に関する事項、その他行政機関に対する一切の申請、請求、申告、支払等
- 11 遺産分割協議、遺留分侵害額の請求、相続放棄、限定承認、遺贈の拒絶、遺贈の受諾に関する事項
- 12 以上の各事項に関する行政機関への申請、行政不服申立、紛争の処理（弁護士に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項の授権を含む訴訟行為の委任、公正証書の作成嘱

託を含む。) に関する事項 \_\_\_\_\_

1 3 復代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項 \_\_\_\_\_

1 4 以上の各事項に関する一切の事項 \_\_\_\_\_

以上

別紙 3 「同意を要する特約目録」

乙が次の行為を行う場合は、個別に任意後見監督人の書面による同意を要する。 \_\_\_\_\_

(1) 居住用不動産の購入及び処分

(2) 不動産その他重要な財産処分

(3) 弁護士に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項の授権を含む訴訟行為の委任) \_\_\_\_\_

(4) 復代理人の選任 \_\_\_\_\_

以上

---